

第151回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 7981

タカラスタANDARD株式会社

- 開催日時

2025年6月25日(水曜日)午前10時

- 開催場所

大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号
当社本社南館4階会議室

末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。

- 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時50分まで

水まわりって、大切だから
Takara standard

Philosophy

企業理念

タカラスタンドードにとって大切な3つの“Standard”

Living Standard 住生活水準

タカラスタンドードは、「水まわり設備機器」と「ホーロー技術」の進化を通じて、より多くの人により心地良い暮らしを楽しめるようにお手伝いします。

Ethical Standard 倫理規範

タカラスタンドードは、「社会との調和」、「社員の幸せ」、「環境への配慮」を大前提に、持続的な利益成長の実現を目指します。

Quality Standard 品質基準

タカラスタンドードは、お客様の「信頼」が最も重要な会社の資産であると考え、製品・サービスの品質向上をすべてに優先させます。

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は創業以来ホーローにこだわり、皆さまの心地よい暮らしの実現に貢献し、キッチンを始めとする総合住宅設備機器のトップメーカーとしてのポジションを確立してまいりました。

人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少など、当社を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような環境下において更なる成長を図るべく、昨年5月に「中期経営計画2026」を策定し、「変革への再挑戦」をテーマに、収益力の強化と持続的成長を実現する基盤構築を進めております。初年度となる2025年3月期の業績につきましては、売上高は過去最高を更新し、営業利益も期初の業績予想を上回る順調なスタートを切ることができました。今後は中期経営計画最終年度の業績予想を達成するべく、引き続き各取り組みを推進してまいります。また、課題と認識する資本効率性におきましても、投資家の方々との対話も踏まえ改善の余地があると判断し、中期経営計画の財務戦略を本年5月にアップデートいたしました。配当性向は50%水準、自己株式取得は今後2年間で約220億円とし、これらの取り組みや基本戦略の推進によりROE 8%、PBR 1 倍の早期達成を目指してまいります。

今後もより積極的に資本市場と向き合った経営を推進してまいりますので、株主の皆さまには一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長
取締役会議長
渡辺 岳夫



代表取締役社長
社長執行役員
小森 大



証券コード：7981

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株主各位

大阪市城東区鳴野東1丁目2番1号
タカラスタンダード株式会社
代表取締役社長 小森 大

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

■当社ウェブサイト

https://www.takara-standard.co.jp/company/ir/shareholders_meeting/



■東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカラスタンダード」又は「コード」に当社証券コード「7981」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

■株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7981/teiji/>



当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができません。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使についてのご案内（5頁及び6頁）をご参照のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時50分までに議決権をご行使いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
2	場 所	大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号 当社本社南館4階会議室 （末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 第151期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役5名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、前頁の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。なお、上記の各書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に
対する賛否をご表示のうえ、ご返送
ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページのご案内に従って、各議案
に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

(印刷欄)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに各議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第4号・第5号議案

- 賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

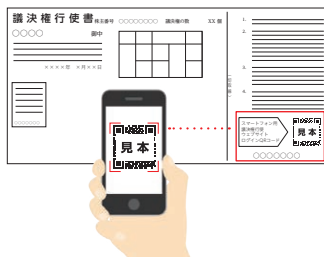
- 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るものとさせていただきます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

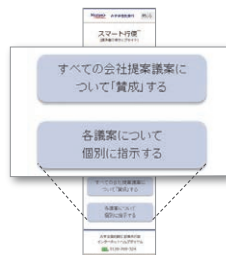
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

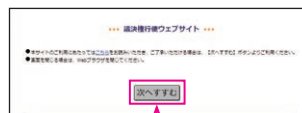
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

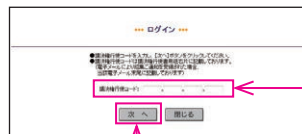
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

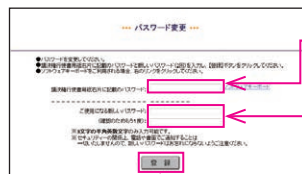
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

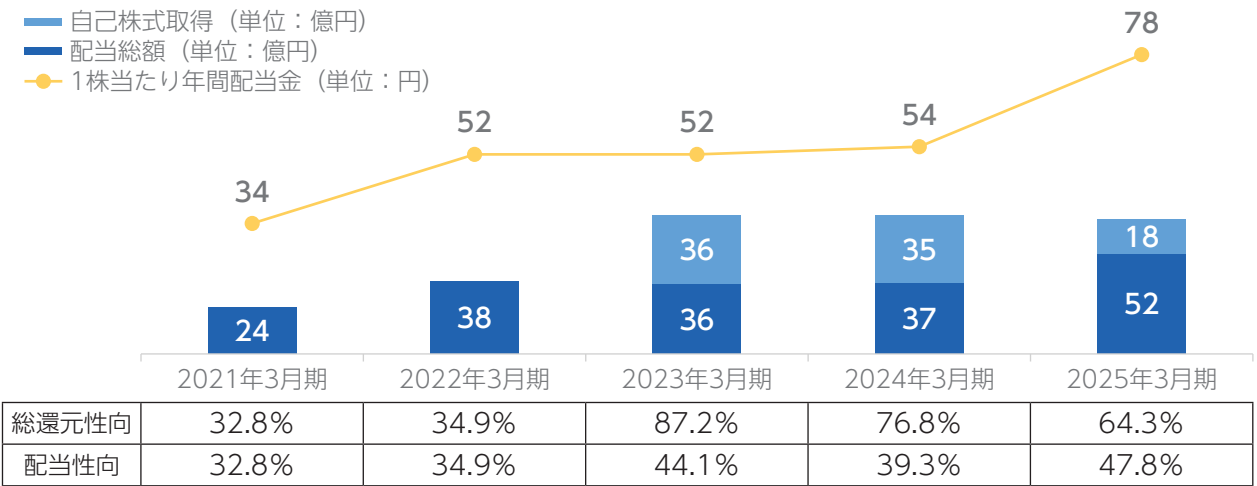
株主総会参考書類 議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況と今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類
	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額
	当社普通株式 1 株につき金50円 配当総額 3,362,133,350円
3	剰余金の配当が効力を生じる日
	2025年 6 月26日

(ご参考) 株主還元の状況



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業環境の変化への機動的な対応及び迅速な意思決定を実施するため、取締役の員数を適正規模に保つべく、取締役の員数を「25名以内」から「10名以内」に減員するものです。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めに基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設するものです。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は、変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案
(取締役の員数及び選任) 第19条 当会社に取り締役25名以内を置き、株主総会で選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の員数及び選任) 第19条 当会社に取り締役10名以内を置き、株主総会で選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第27条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. (現行どおり)

現行定款	変更案
(監査役の員数及び選任) 第28条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設) (新設)	(監査役の員数及び選任) 第28条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u>
(任 期) 第29条 監査役の任期は選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。<u>但し、補欠によって選任された監査役は前任者の残任期間と同一とする。</u> (新設)	(任 期) 第29条 監査役の任期は選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了のときまでとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときを超えることができない。</u>
(監査役の責任免除) 第33条 (新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。	(監査役の責任免除) 第33条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. (現行どおり)

第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 渡辺岳夫、小森 大、井東洋司、鈴木秀俊、橋本 健、前田和美の6氏は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1			
		再 任	
わた なべ たけ お 渡 辺 岳 夫			
1994年 7 月 当社入社 1997年 6 月 当社取締役 1999年 6 月 当社常務取締役 2001年 6 月 当社専務取締役 2003年 5 月 当社代表取締役社長 2012年 6 月 当社社長執行役員 2024年 4 月 当社代表取締役会長（現在）			
生年月日 1958年 7 月14日生			
性別 男性			
所有する当社の株式数 526,900株			

取締役候補者とした理由

渡辺岳夫氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任するなど、経営責任者として企業価値の向上に繋がる長期的な経営戦略を策定し、会社の方向性を明確に示すとともに、その監督と支援を担ってまいりました。引き続き、当社の持続的な成長と、全てのステークホルダーから信頼・尊敬される企業を目指すうえで、重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再 任



こ もり まさる
小 森 大

生年月日 1970年11月19日生

性別 男性

所有する当社の株式数 17,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 3 月 当社入社
2006年10月 当社岡山支店長
2013年 4 月 当社埼玉支店長
2019年 4 月 当社東京支社長
2020年 4 月 当社執行役員
2023年 4 月 当社常務執行役員
2023年 6 月 当社取締役
2024年 4 月 当社代表取締役社長（現在）
当社社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

小森 大氏は、東京支社をはじめ、当社の営業拠点の責任者を歴任し、営業戦略の立案と実行において優れた能力を発揮し、拡販に努めてまいりました。2024年4月からは代表取締役社長として当社を牽引し、「中期経営計画2026」のテーマである「変革への再挑戦」の実現に向け尽力してまいりました。引き続き、当社の持続的な成長と、全てのステークホルダーから信頼・尊敬される企業を目指すうえで、重要事項の意思決定や業務執行に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

再任



井 東 洋 司

生年月日 1950年12月6日生

性別 男性

所有する当社の株式数 41,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 6 月	当社入社
1997年 6 月	当社取締役
2003年 5 月	当社常務取締役
2006年 6 月	当社専務取締役
2008年 4 月	当社人事管掌
2009年 5 月	当社取締役副社長
2010年 4 月	当社代表取締役副社長
2012年 6 月	当社副社長執行役員
2019年 4 月	当社管理本部長 兼 営業本部管掌
2020年 6 月	当社代表取締役（現在）
2022年 4 月	当社経営企画室管掌
2024年 4 月	当社副会長執行役員（現在） 構造改革推進室管掌
2025年 1 月	当社TDX推進本部管掌（現在）
2025年 5 月	当社生産本部管掌 兼 ロジスティクス本部管掌（現在）

取締役候補者とした理由

井東洋司氏は、長年にわたり広く本社の管理部門の責任者を務めるなど、経営戦略の遂行と当社成長に貢献し、代表取締役副会長執行役員として当社の経営の中枢を担い、構造改革、DX推進の責任者として、営業部門、生産部門、管理部門の全社を横断した生産性向上に尽力してまいりました。引き続き、当社の長期ビジョンの実現を牽引する事業戦略の策定・推進に適任であるとともに、重要事項の意思決定や業務執行に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

4

再 任

社 外

独 立



まえ だ かず み
前 田 和 美

(戸籍上の氏名：中出 和美)

生年月日 1965年 9月22日生

性別 女性

所有する当社の株式数 300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 5 月 日本ハイアット(株)入社
2016年 8 月 同社人事・総務担当リージョナルヴァイスプレジデント
2018年 4 月 同社取締役
2023年 6 月 当社取締役（現在）
2024年 6 月 東急不動産(株)社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田和美氏は、事業会社において国内外を問わず人事・総務、事業開発・開業プロジェクトを遂行するなど、企業経営に係る豊富な知識と経験を有しており、また、D E & I、グローバルの分野においても、独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、当社の業務遂行の監督の役割に適任であると判断し、社外取締役候補者とした。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

5

新 任

社 外

独 立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 東芝機械(株) (現芝浦機械(株)) 入社
2006年 6 月 同社取締役
2009年 6 月 同社代表取締役社長
2017年 4 月 同社代表取締役会長
2017年 5 月 一般社団法人日本工作機械工業会会長
2024年10月 静岡県教育委員会 教育委員 (現在)

いい むら ゆき お
飯 村 幸 生

生年月日 1956年6月17日生

性別 男性

所有する当社の株式数 0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯村幸生氏は、事業会社の代表取締役社長及び会長を歴任し、経営改革や技術革新を推進、また、製造業の業界団体の会長として、業界全体の発展に努めるなど、その豊富な経営経験と深い業界知識は、当社の経営戦略の策定及び実行において有用な意見・提言をいただくことが期待できるとともに、独立した立場からの客観的な視点を提供することで、当社のガバナンス体制の強化に貢献いただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前田和美氏及び飯村幸生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 前田和美氏は、2025年6月16日付で、東急不動産(株)の社外取締役を退任予定であり、また、2025年6月26日付で、東急不動産ホールディングス(株)の社外取締役に就任予定であります。
4. 当社は、前田和美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、飯村幸生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、前田和美氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、飯村幸生氏の選任が承認された場合は、同氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。
7. 当社は、当社及び当子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。
- 各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 中嶋新太郎、飯田和宏の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



ふじ た こ
藤田 さ え 子

(戸籍上の氏名：松本 さえ子)

生年月日	1972年4月3日生
性別	女性
所有する当社の株式数	0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現在）
2015年1月 弁護士法人フォーゲル綜合法律事務所入所（現在）

社外監査役候補者とした理由

藤田さえ子氏は、弁護士として法令や規則の遵守に関する深い知識を持ち、企業のガバナンス強化に寄与する能力を備えており、独立した立場から客観的かつ公正な監査を行い、当社の経営の透明性向上及びリスク管理の強化に貢献いただくことが期待できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 藤田さえ子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田さえ子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 藤田さえ子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、藤田さえ子氏の選任が承認された場合は、同氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、藤田さえ子氏の選任が承認された場合は、同氏と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。
藤田さえ子氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

候補者		略歴、地位及び重要な兼職の状況		
社 外 独 立		2007年 9 月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現在） 中坊法律事務所入所（現在）		
かわ ぐち あき お 川 口 哲 生				
生年月日		1974年 1 月26日生		
性別		男性		
所有する当社の株式数		0株		

補欠の社外監査役候補者とした理由

川口哲生氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験及び知見を有しており、企業のガバナンス強化に寄与する能力を備えており、独立した立場から客観的かつ公正な監査を行うことが期待されるため、補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1. 川口哲生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川口哲生氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川口哲生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、川口哲生氏が監査役に就任した場合は、同氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、川口哲生氏が監査役に就任した場合は、同氏と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。
川口哲生氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、「中期経営計画2026」の実現に向け、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定し、スキルマトリックスとして整理しました。

氏名	役職	性別	企業 経営	財務・ 会計	コンプライアンス・ リスクマネジメント	グローバル	営業・ マーケティング	人事 戦略	調達・ 製造・ 物流	DX・IT	ESG
渡辺 岳夫	代表取締役会長	男性	○	○		○			○		○
小森 大	代表取締役社長 社長執行役員	男性	○	○		○	○				○
井東 洋司	代表取締役 副会長執行役員	男性			○			○	○	○	
白坂 佳道	取締役 専務執行役員	男性		○	○		○	○			
吉川 秀隆	取締役	男性	○		○	○	○				○
前田 和美	取締役 (独立社外)	女性				○		○			
澤村 環	取締役 (独立社外)	女性					○			○	
飯村 幸生	取締役 (独立社外)	男性	○	○		○			○		○
近藤 裕	常勤監査役 (独立社外)	男性		○	○			○		○	
波田 博志	常勤監査役	男性		○	○		○				
藤田 さえ子	監査役 (独立社外)	女性		○	○						○

※各人が保有するスキル等のうち、主なものに○印を付けております。なお、上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当該事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しに加え、堅調な設備投資やインバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、地政学リスクの継続や通商政策を始めとする米国の政策動向など、先行きは不透明な状況であります。

住宅市場におきましては、新設住宅着工戸数は分譲マンションが都市部を中心に増加傾向となったものの、新築戸建では低調に推移し、リフォーム需要も力強さに欠ける状況が継続いたしました。

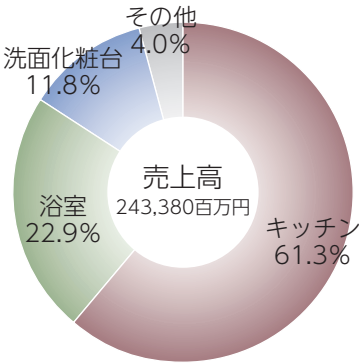
このような事業環境の下、当社グループは、2024年度を初年度とする3ヵ年計画「中期経営計画2026」を策定いたしました。「変革への再挑戦」をテーマに、収益構造改革・財務戦略・サステナビリティ戦略の3つを成長戦略の柱とし、各種施策の効果創出による収益力強化と持続的成長を実現する基盤構築への取り組みを推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、新築住宅向けの販売が戸建・集合ともに好調に推移したことにより、過去最高となる2,433億8千万円（前期比3.7%増）となりました。利益面では、合理化・コストダウンの推進や価格改定効果の継続により、営業利益156億3千5百万円（同25.8%増）、経常利益160億5百万円（同25.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益110億9千万円（同16.7%増）となりました。

製品部門別と市場別の状況は次のとおりであります。

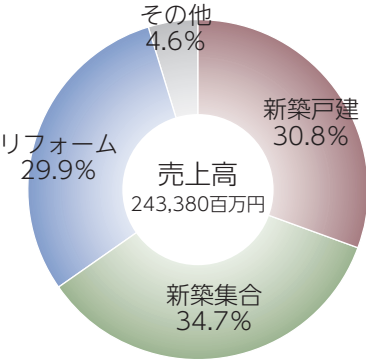
製品部門別売上高

区分	2023年度 第150期		2024年度 第151期 (当連結会計年度)		前期比 増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
キッチン	141,703	60.4%	149,080	61.3%	5.2%
浴室	55,064	23.5%	55,782	22.9%	1.3%
洗面化粧台	27,393	11.7%	28,699	11.8%	4.8%
その他	10,577	4.4%	9,816	4.0%	△7.2%
計	234,738	100%	243,380	100%	3.7%



市場別売上高

区分		2023年度 第150期		2024年度 第151期 (当連結会計年度)		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
新築	戸建	70,406	30.0%	74,858	30.8%	6.3%
	集合	76,348	32.5%	84,542	34.7%	10.7%
リフォーム		76,780	32.7%	72,743	29.9%	△5.3%
その他共計		234,738	100%	243,380	100%	3.7%



②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は109億6百万円となり、その内訳は生産・物流関係で88億7千2百万円、営業関係等で20億3千4百万円となっております。主なものといたしましては、生産能力増強及び生産性向上への投資、IT関連投資等がございます。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資・社債発行による資金調達はございません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 対処すべき課題

新築住宅市場は分譲マンションが都市部を中心に増加傾向となったものの新築戸建ては減少が続き、リフォーム需要も低調に推移いたしました。

当社グループにおきましては、不安定な国際情勢や資材・エネルギー価格の高騰等の長期化により、製造・物流コスト負担が増加するなど、企業経営における環境は厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社グループは2024年度を初年度とする3カ年計画「中期経営計画2026」を策定いたしました。「変革への再挑戦」をテーマに収益構造改革、財務戦略、サステナビリティ戦略の3つを成長戦略の柱とし、各種施策の効果創出による収益力強化と持続的成長を実現する基盤構築のため以下の点に取り組んでまいります。

1. 収益構造改革

国内住宅設備関連事業を中心にデジタル技術の活用による生産性の向上とマネジメントの強化、さらなる自動化・省人化を推進する。

また新規売上の拡大のため、海外事業や新規事業を加速させ、新たな成長基盤を構築する。

2. 財務戦略

持続可能な成長基盤の構築に向けて、成長投資や経営基盤強化等に資本を積極的に配分するとともに、財務の健全性を維持しながら、株主還元の実現を図る。

3. サステナビリティ戦略

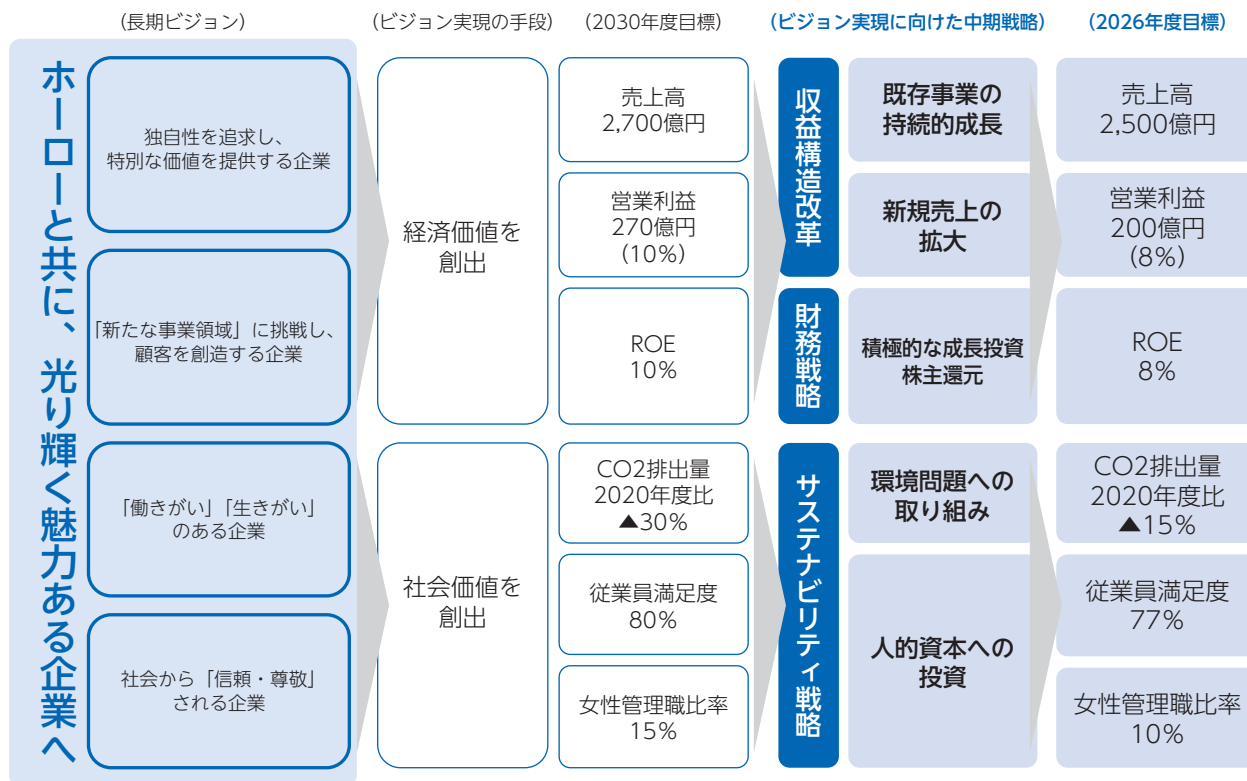
気候変動問題をはじめとする環境問題への取り組みを強化するとともに、人財開発・組織開発など人的資本の強化を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

テーマ「変革への再挑戦」

長期ビジョン『ホーローと共に、光り輝く魅力ある企業へ』の実現に向け、「変革への再挑戦」を掲げ、「収益力強化」と「持続的成長を実現する基盤構築」に取り組む。

中期経営計画2026



※『中期経営計画2026』のROE目標を変更しております。
 (2025年5月8日開示「ROE 8%の達成に向けた新株主還元方針と利益成長の取り組み」)
 詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。
[\(https://www.takara-standard.co.jp/ir/management_policy_and_strategy/\)](https://www.takara-standard.co.jp/ir/management_policy_and_strategy/)

(3) 財産及び損益の状況の推移

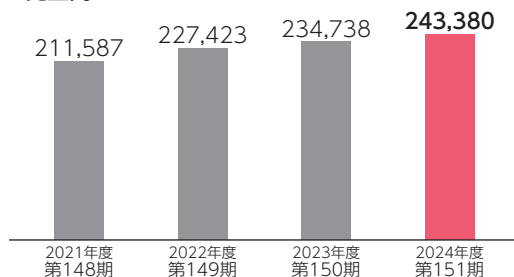
(単位：百万円)

	2021年度 第148期	2022年度 第149期	2023年度 第150期	2024年度 第151期 (当連結会計年度)
売上高	211,587	227,423	234,738	243,380
営業利益	14,428	10,940	12,427	15,635
経常利益	14,856	11,490	12,792	16,005
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,905	8,417	9,500	11,090
1株当たり当期純利益	149円11銭	117円79銭	137円30銭	163円15銭
総資産	276,838	279,878	268,675	276,914
純資産	181,415	181,516	187,398	194,509

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

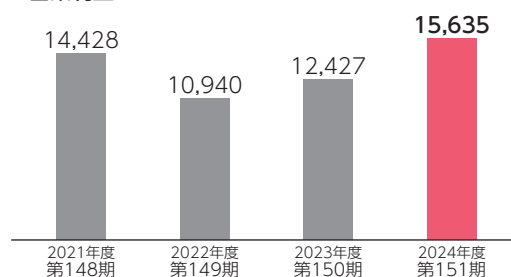
売上高

(単位：百万円)



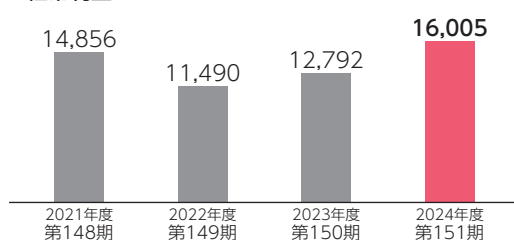
営業利益

(単位：百万円)



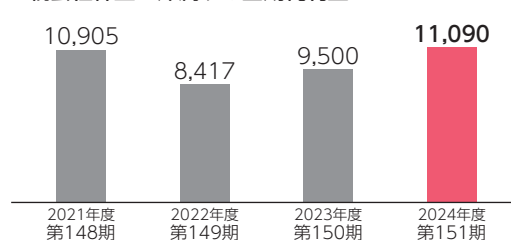
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はございません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
タカラ化工(株)	10 百万円	100 %	プラスチック成型品・複合材料の製造
タカラ物流サービス(株)	10 百万円	100 %	倉庫事業、荷役作業の請負

(注) 2024年12月19日開催の取締役会において、タカラ物流サービス(株)の解散決議を行い、2025年12月に清算結了予定です。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

部 門	主 要 製 品
住宅設備関連	キッチン、浴室、洗面化粧台、トイレ、給湯器、ホーロー内外装材、フリット 等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

①当 社

主要な営業所及び工場		所 在 地
本	社	大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号
支	社	東北（名取市）、北関東（さいたま市）、東関東（千葉市）、東京・首都圏特販（新宿区）、東日本直需（川口市）、中部（名古屋市）、大阪・関西特販・関西直需（東大阪市）、福岡
支	店	北海道（札幌市）、東北特販（名取市）、北関東特販（宇都宮市）、横浜、新潟、長野、静岡、中部特販・中部直需（名古屋市）、北陸・北信越特販（金沢市）、京都、神戸、米子、岡山、広島・中四国特販・中四国直需（広島市）、四国（高松市）、九州特販・九州直需（福岡市）、鹿児島、沖縄（那覇市）
工	場	鹿島（神栖市）、関東（八千代市・加須市）、新潟（長岡市）、三島（三島市・長泉町）、岐阜（可児市）、名古屋、知多（半田市）、北陸（津幡町・砺波市）、滋賀（甲賀市・関市）、びわこ（東近江市）、大阪、和歌山（かつらぎ町）、福岡・鞍手（鞍手町）



(注) 2025年4月に台湾支店を設立いたしました。

②子会社

会 社 名	所 在 地
タカラ化工(株)	本社（滋賀県湖南市）
タカラ物流サービス(株)	本社（大阪府八尾市）

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,560名	56名減	40歳10ヵ月	14年6ヵ月

(注) 従業員数には、臨時従業員である契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員は除いております。

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株) 横浜銀行	2,500
(株) みずほ銀行	1,550
(株) 常陽銀行	1,300
(株) 三菱UFJ銀行	700

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 150,000,000株
- ②発行済株式の総数 67,252,994株 (自己株式10,327株を含む)
(注) 2025年3月に自己株式1,094,100株の消却を行いました。
- ③株主数 7,674名
- ④大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,883	10.24
タカラベルモントアセットマネジメント(株)	6,500	9.67
タカラスタンダード持株会	5,836	8.68
タカラスタンダード社員持株会	3,901	5.80
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,984	4.44
(株) 横 浜 銀 行	2,723	4.05
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,045	3.04
(株) み ず ほ 銀 行	1,673	2.49
(株) 常 陽 銀 行	1,620	2.41
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,237	1.84

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

1) 取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況
代表取締役会長	渡 辺 岳 夫	取締役会議長	12／12回
代表取締役社長 社長執行役員	小 森 大		12／12回
代表取締役 副会長執行役員	井 東 洋 司	TDX推進本部管掌	12／12回
取締 役 員 専務執行役員	鈴 木 秀 俊	ロジスティクス本部長	12／12回
取締 役 員 専務執行役員	白 坂 佳 道	管理本部長	9／9回
取 締 役	吉 川 秀 隆	タカラベルモント(株) 代表取締役会長 兼 社長	12／12回
取 締 役	橋 本 健		12／12回
取 締 役	前 田 和 美	東急不動産(株) 社外取締役	12／12回
取 締 役	澤 村 環	森永製菓(株) 社外取締役 ホームサーブ(株) 顧問	9／9回

2) 監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
常 勤 監 査 役	近 藤 裕		12／12回	13／13回
常 勤 監 査 役	中 嶋 新太郎		12／12回	13／13回
常 勤 監 査 役	波 田 博 志		12／12回	13／13回
監 査 役	飯 田 和 宏	弁護士 (株)KUL 社外監査役 関西文化学術研究都市センター(株) 社外監査役 辻井木材(株) 社外監査役	11／12回	12／13回

- (注) 1. 取締役 橋本健氏、前田和美氏及び澤村環氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 近藤裕氏及び監査役 飯田和宏氏は社外監査役であります。
3. 取締役 橋本健氏、前田和美氏及び澤村環氏、常勤監査役 近藤裕氏、監査役 飯田和宏氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出を行っております。
4. 取締役 白坂佳道氏及び澤村環氏は、2024年6月26日開催の第150回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。

④取締役及び監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえて、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会が審議・答申していることから、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は2023年12月21日の取締役会において2024年7月1日から決定方針を変更することを決議しました。変更前後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりとなります。

＜2024年4月1日から2024年6月30日までの報酬に係る方針（2023年7月1日から適用）＞

a. 報酬等の構成

取締役（非業務執行取締役を除く）の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬（賞与）の2種類で構成する。

非業務執行取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

なお、市場競争力を担保するため、毎年、外部機関の役員報酬に関する調査を用いて、個人別の報酬額の水準の妥当性を検証する。

b. 基本報酬

取締役役位及び兼務する執行役員役位に応じて設定し、毎月固定額を支給する金銭報酬とする。

c. 業績連動報酬

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率である。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためである。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定する。

取締役会長及び取締役社長の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定し、取締役（取締役会長、取締役社長及び非業務執行取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率及び経営課題への取組状況の定性評価を勘案して決定する。

d. 報酬等の割合

業績指標のうち連結売上高、連結営業利益の目標に対する達成率、及び連結売上高営業利益率の各々に対応する評価ランクが標準ランクである場合に、基本報酬65%、業績連動報酬35%となるように設定する。

e. 第三者への委任に関する事項

取締役（取締役会長、取締役社長及び非業務執行取締役を除く）の個人別の報酬の決定を取締役社長に委任するものとし、委任する権限の内容は業績連動報酬の定性評価を踏まえた具体的な内容の決定とする。

<2024年7月1日から2025年3月31日までの報酬に係る方針>

a. 報酬等の構成

取締役（非業務執行取締役を除く）の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、月例報酬である基本報酬と、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬（賞与）、長期インセンティブとしての役員持株会の3種類で構成する。

非業務執行取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

なお、市場競争力を担保するため、毎年、外部機関の役員報酬に関する調査を用いて、個人別の報酬額の水準の妥当性を検証する。

b. 基本報酬

取締役役位及び兼務する執行役員役位に応じて設定された固定の月例報酬とする。

c. 業績連動報酬

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率である。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためである。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定する。

取締役（非業務執行取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定する。

d. 役員持株会

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する月例報酬のうち、一定額を役員持株会への拠出

により当社株式の取得に充てる。また、役員持株会を通じて取得した株式は、在任期間中及び退任後1年間は継続して保有することで、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との価値共有を進める。

e. 報酬等の割合

業績指標のうち連結売上高、連結営業利益の目標に対する達成率、及び連結売上高営業利益率の各々に対応する評価ランクが標準ランクである場合に、月例報酬のうち一定額を役員持株会へ拠出することで、基本報酬60%、業績連動報酬35%、役員持株会5%となるように設定する。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		月例報酬		業績連動報酬	
		基本報酬	役員持株会		
取締役 (うち社外取締役)	322百万円 (26百万円)	208百万円 (26百万円)	11百万円 (－)	102百万円 (－)	10名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	62百万円 (26百万円)	62百万円 (26百万円)	－ (－)	－ (－)	4名 (2名)

(注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬に関する事項

取締役（非業務執行取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率であります。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためであります。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

取締役（非業務執行取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定しております。

なお、当事業年度の連結売上高及び連結営業利益は「1.（3）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、連結売上高営業利益率は6.4%であります。

3. 報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の株主総会の決議により年額4億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役2名）であります。

また、監査役の報酬額は、同日開催の株主総会の決議により年額7千万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

4. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、役割と独立性の観点から月例報酬である基本報酬のみで構成しており、株主総会で決議された報酬額の枠内で、各監査役の職務と責任に応じて、監査役の協議により決定しております。

⑤社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と兼職先との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

2) 当期における主な活動状況

取締役 橋本 健

当期に開催した取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当期に開催した委員会7回全てに出席いたしました。

取締役 前田 和美

当期に開催した取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当期に開催した委員会7回全てに出席いたしました。

取締役 澤村 環

2024年6月26日に就任以降、当期に開催した取締役会9回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、就任以降、当期に開催した委員会6回全てに出席いたしました。

常勤監査役 近藤 裕

当期に開催した取締役会12回全て、監査役会13回全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から意見を述べています。また、これとは別に常勤監査役として取締役及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っております。

監査役 飯田 和宏

当期に開催した取締役会12回中11回、監査役会13回中12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べています。また、これとは別に取締役との面談及び意見交換を適宜行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

①会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

②当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ・ 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 36百万円 |
| ・ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

(注) 1. 会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 内部統制システムの整備に関する基本方針及びその運用状況

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営における健全性と透明性を高め、会社の永続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備するものとし、法令及び定款に立脚した社内規程並びに各種マニュアルに基づき、それぞれの職務を適正に執行するものとする。

また当社は、内部監査部門として「監査室」を置き、当社及び子会社の事業活動全般にわたり業務監査を実施し、業務プロセスの適正性やその有効性、社内規程・ルールの遵守状況等について調査・指導を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に則り、文書などの保存・管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の所管業務に付随するリスク管理は各部門長が責任をもって行うものとし、全社的・組織横断的な業務プロセスに係るリスクは、相互牽制機能を持つ組織や規程により制度としてチェック・対応できる体制としている。なお、重大な災害や事故が発生した場合は、社長が「緊急対策会議」を招集し迅速に対応する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、業務執行体制の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしている。

当社及び子会社の職務執行については、職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員並びに部門長が自己の分掌範囲について責任をもって行う体制とする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体を一体化した制度・規程で運営し業務の適正水準を確保している。また、子会社は当社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有している。なお、業績については定期的に、業務上重要な事象が発生した場合は都度、当社へ報告する体制としている。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて内部監査部門である監査室がこれを補佐する。補佐する業務に関しては、取締役の指揮命令を受けない。

⑦監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対しては、取締役会への出席により重要な業務の執行状況について報告を受ける体制を採っている他、監査室による内部監査状況の概要報告を適時行う。また、当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実等を知った場合は、速やかに監査役にこれを報告するものとし、その報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとする。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用等の処理については、速やかに処理を行う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用しております。当社ではグループ全体を一体化した制度・規程により運用することで業務の適正水準の確保に努めるとともに、内部監査部門による業務監査、重大なリスクに関する監査役への独立した報告体制による運用、取締役会での内部統制に関する運用状況の報告を実施しております。

(注) 事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	160,391	流 動 負 債	63,067
現 金 及 び 預 金	68,059	買 掛 金	17,177
受 取 手 形	2,173	電 子 記 録 債 務	19,907
売 掛 金	34,609	短 期 借 入 金	6,750
電 子 記 録 債 権	34,491	未 払 法 人 税 等	3,259
商 品 及 び 製 品	10,215	そ の 他	15,973
仕 掛 品	4,226	固 定 負 債	19,337
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,254	再評価に係る繰延税金負債	2,838
そ の 他	369	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,718
貸 倒 引 当 金	△8	そ の 他	781
固 定 資 産	116,522	負 債 合 計	82,405
有 形 固 定 資 産	92,198	(純資産の部)	
建 物 及 び 構 築 物	22,898	株 主 資 本	185,036
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,334	資 本 金	26,356
工 具 、 器 具 及 び 備 品	8,965	資 本 剰 余 金	30,734
土 地	43,214	利 益 剰 余 金	127,961
建 設 仮 勘 定	2,785	自 己 株 式	△17
無 形 固 定 資 産	2,280	その他の包括利益累計額	9,472
投 資 そ の 他 の 資 産	22,043	その他有価証券評価差額金	7,223
投 資 有 価 証 券	14,745	土 地 再 評 価 差 額 金	1,952
繰 延 税 金 資 産	4,743	退職給付に係る調整累計額	296
そ の 他	2,558	純 資 産 合 計	194,509
貸 倒 引 当 金	△3	負 債 純 資 産 合 計	276,914
資 産 合 計	276,914		

連結損益計算書 (自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		243,380
売 上 原 価		158,872
売 上 総 利 益		84,507
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		68,872
営 業 利 益		15,635
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	66	
受 取 配 当 金	396	
そ の 他	115	577
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63	
製 品 安 全 対 策 費 用	41	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	46	
そ の 他	56	208
経 常 利 益		16,005
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	203	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	487	691
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	598	
固 定 資 産 売 却 損	47	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	214	
減 損 損 失	28	888
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,807
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,143	
法 人 税 等 調 整 額	△425	4,717
当 期 純 利 益		11,090
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11,090

連結株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	26,356	30,734	122,517	△17	179,592
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,758		△3,758
親会社株主に帰属する当期純利益			11,090		11,090
自己株式の取得				△1,850	△1,850
自己株式の消却			△1,851	1,851	－
土地再評価差額金の取崩			△36		△36
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	5,444	0	5,444
当連結会計年度末残高	26,356	30,734	127,961	△17	185,036

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	6,464	1,997	△654	7,806	187,398
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△3,758
親会社株主に帰属する当期純利益					11,090
自己株式の取得					△1,850
自己株式の消却					－
土地再評価差額金の取崩					△36
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	759	△44	951	1,666	1,666
当連結会計年度変動額合計	759	△44	951	1,666	7,110
当連結会計年度末残高	7,223	1,952	296	9,472	194,509

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	160,894	流 動 負 債	63,098
現金及び預金	68,056	電子記録債権	19,907
受取手形	2,173	掛入金	17,383
売掛金	34,583	短期借入金	6,750
電子記録債権	34,491	未払金	1,376
商品及び製品	10,241	未払法人税等	3,235
仕掛品	4,094	未払費用	11,587
原材料及び貯蔵品	6,101	契約負債	174
その他の	1,160	預り金	256
貸倒引当金	△8	その他の	2,427
固 定 資 産	115,448	固 定 負 債	19,642
有 形 固 定 資 産	90,183	再評価に係る繰延税金負債	2,838
建物及び構築物	22,584	退職給付引当金	16,022
機械及び装置	13,268	その他の	781
車両運搬具	245		
工具、器具及び備品	8,629	負 債 合 計	82,741
土地	42,690		
建設仮勘定	2,765	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	2,279	株 主 資 本	184,425
ソフトウェア	1,339	資 本 金	26,356
その他の	940	資 本 剰 余 金	30,719
投 資 そ の 他 の 資 産	22,985	資 本 準 備 金	30,719
投資有価証券	14,745	利 益 剰 余 金	127,366
関係会社株式	874	利 益 準 備 金	2,962
出 資 金	63	その他の利益剰余金	124,404
繰延税金資産	4,817	株 主 配 当 積 立 金	20
その他の	2,488	固定資産圧縮積立金	1,673
貸倒引当金	△3	特別償却準備金	2
		別 途 積 立 金	39,791
		繰越利益剰余金	82,916
		自 己 株 式	△17
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,176
		その他有価証券評価差額金	7,223
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,952
資 産 合 計	276,343	純 資 産 合 計	193,601
		負 債 純 資 産 合 計	276,343

損益計算書 (自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		243,333
売 上 原 価		159,220
売 上 総 利 益		84,112
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		68,646
営 業 利 益		15,466
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	66	
受 取 配 当 金	396	
そ の 他	111	574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63	
製 品 安 全 対 策 費 用	41	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	46	
そ の 他	56	207
経 常 利 益		15,832
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	203	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	487	691
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	590	
固 定 資 産 売 却 損	47	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	214	
減 損 損 失	28	880
税 引 前 当 期 純 利 益		15,642
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,108	
法 人 税 等 調 整 額	△445	4,662
当 期 純 利 益		10,980

株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金						自己株式	
		資 本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金						
				株主配当 積立金	固定資産 圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金		
当期首残高	26,356	30,719	2,962	20	1,767	3	39,791	77,486	△17	179,091
当期変動額										
剰余金の配当								△3,758		△3,758
当期純利益								10,980		10,980
固定資産圧縮積立金の取崩					△94			94		－
特別償却準備金の取崩						△1		1		－
自己株式の取得									△1,850	△1,850
自己株式の消却								△1,851	1,851	－
土地再評価差額金の取崩								△36		△36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△94	△1	－	5,429	0	5,334
当期末残高	26,356	30,719	2,962	20	1,673	2	39,791	82,916	△17	184,425

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,464	1,997	8,461	187,552
当期変動額				
剰余金の配当				△3,758
当期純利益				10,980
固定資産圧縮積立金の取崩				－
特別償却準備金の取崩				－
自己株式の取得				△1,850
自己株式の消却				－
土地再評価差額金の取崩				△36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	759	△44	714	714
当期変動額合計	759	△44	714	6,049
当期末残高	7,223	1,952	9,176	193,601

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

タカラスタンダード株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 一 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカラスタンダード株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカラスタンダード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

タカラスタンダード株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 一 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカラスタンダード株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

タカラスタンダード株式会社 監査役会

常勤監査役	近 藤 裕	㊞
常勤監査役	中 嶋 新太郎	㊞
常勤監査役	波 田 博 志	㊞
監 査 役	飯 田 和 宏	㊞

(注) 常勤監査役 近藤 裕及び監査役 飯田和宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

大阪市城東区鳴野東1丁目2番1号
タカラストانダード株式会社
本社南館4階会議室



※公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

タカラストانダード株式会社

お問合せ先

本社管理本部総務部
電話 06-6962-1500

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。